会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和元年度第2回武蔵村山市行政評価委員会		
開催日時	令和2年1月24日(金)午前9時57分から午前11時59分まで		
開催場所	3 0 1 会議室		
出席者及び 欠 席 者	出席者: 坂野委員(委員長)、内野委員(副委員長)、阿部委員、栗原委員、中 澤委員、原田委員 欠席者: なし 事務局: 企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員: 高齢福祉課長、地域包括ケア係長、高齢者支援係長		
報告事項	○ 令和元年度第1回行政評価委員会の会議結果について		
議題	1 行政評価の評価結果の審議について2 その他		
結(針、原とは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をは、一般をは、一般を	報告事項:令和元年度第1回行政評価委員会の会議結果について 令和元年度第1回行政評価委員会の会議結果(概要)について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、修正等があれば2月7日(金)までに事務局に連絡することとした。 議題1:行政評価の評価結果の審議 「評価調書No.4 高齢者見守り相談室事業」及び「評価調書No.5 老人性白内障特殊眼鏡等助成事業」の2件について、各委員から意見をいただいた。 2 行政評価委員会としての意見整理前回会議で審議した事案2件に係る行政評価委員会としての意見(案)について確認し、以下のとおりとした。評価調書No.7 母子栄養強化事業:委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。評価調書No.9 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助金:委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 議題2:その他特になし		
審議経過(主なとして) (単一内容はして) (まとめる。)	令和元年度第1回行政評価委員会の会議結果について ■ 令和元年度第1回行政評価委員会の会議結果(概要)について、会議資料に基づき報告した。 会議録については、2月7日(金)までに確認していただき、修正等があれば事務局に連絡をお願いする。		
(発言者) ○印=委 員 ●印=説明員 ■印=事務局	議題1:行政評価の評価結果の審議について 1 行政評価の評価結果の審議 《行政評価の評価結果に対する意見》 評価調書No.4 高齢者見守り相談室事業 ● 所管課から、事業の概要、一次評価等について説明した。		

■ 事務局から、行政評価会議での主な意見や二次評価の総合的意見について説明した。

【質疑・意見等】

- 本事業は、都営村山団地に居住している一人暮らしのおおむね65歳以上の 方々を対象としているとのことであるが、特定の地域のみで実施していること に対して市民等から意見や苦情は寄せられているのか。
- 特に意見や苦情は寄せられていない。また、確かに見守り活動は都営村山団地に居住する方のみを対象としているが、相談対応については全ての市民を対象としているため、公平性は保たれていると考えている。
- 都営村山団地に居住する方以外からの相談は寄せられているのか。
- 本市においては、市内を北部、南部、西部、緑が丘の4つの地域に分けた 「日常生活圏域」ごとに地域包括支援センターを設置しており、当該センター と高齢福祉課の窓口において、市民の相談に対応している。

このことから、市民の多くが最寄りの地域包括支援センター又は高齢福祉課に相談するため、本事業において、緑が丘地域以外に居住する市民からの相談を受け付けることはほとんどないのが現状である。

- そうであるならば、緑が丘地域以外では、地域包括支援センター等の他の機関のみで対応できているという認識でよいか。
- 緑が丘地域と比較すると他の地域の高齢化率はそこまで高くないことから、 民生委員や地域包括支援センターによる支援で対応できている。

しかし、緑が丘地域だけは、高齢者の単身世帯も多く、他の地域より支援を 必要とする方が多いため、本事業を実施することにより、地域間の均衡を保っ ている状況にある。

- 都営村山団地の家賃は、周辺の賃貸住宅と比較して安価であることを踏まえれば、緑が丘地域のみに限定してサービスを実施することには、公平性の観点から疑問が残る。
- これまでは家族や地域のつながりなどで高齢者を支援できていたが、高齢化の進行に伴って支援が必要となる高齢者は増加している。

このことから、市内で特に高齢化率が高い緑が丘地域のみで家族等の代わり に高齢者を支援するサービスを実施していることは理解できる。

しかし、緑が丘地域以外においても高齢化率が年々上昇している現状を踏ま えれば、他の地域における支援の充実も必要と思われるが、所管課はどのよう に考えているのか。

● 先ほども申し上げたとおり、現状は民生委員や地域包括支援センターによる 支援で対応できているものの、既に高齢化率が25%を超えている地域もある ため、支援を充実させていくことは課題となっている。

しかし、市の財源にも限りがあることや、緑が丘地域の高齢化率が50%を超えていることを踏まえれば、まずは緑が丘地域における支援を充実させていく必要があると考えている。

- 緑が丘地域の支援を充実させていく必要性は理解したが、緑が丘地域の地域 包括支援センターを充実させるのではなく、別途、本事業を実施していること には理由があるのか。
- 地域包括支援センターは、相談対応を行うとともに必要となる介護サービス につなげていく役割を担っており、基本的には相手方からの相談に応じて支援

を行うものである。

このことから、本事業を実施することにより、見守り対象者名簿に登載された方を積極的に訪問し、支援を行っているところである。

- 緑が丘地域においては、相談対応を中心に行う地域包括支援センターと積極 的な訪問を行う本事業を別に実施することにより、効果的な運用ができている という認識でよいか。
- そのとおりである。
- 財源に限りがあるため、難しいことは理解できるが、理想としては緑が丘地域以外の高齢者の状況も積極的に確認していく必要があるだろう。
- 緑が丘地域の高齢化率が50%を超えているとのことであるが、緑が丘地域 に居住する高齢者のうち、独居の方の割合を伺いたい。
- 約6割の高齢者が独居である。
- 調書の活動指標を見ると、平成30年度における見守り対象者名簿登載人数は3,585人との記載があり、平成29年度から平成30年度までの1年間において、約2,500人も増加しているため、詳細を伺いたい。
- 見守り対象者名簿登載人数については、見守り相談室の相談員が訪問するなど、生活実態等を把握した人数を計上しており、平成29年度から平成30年度にかけて大幅に増加しているのは、相談員が積極的に訪問などを行った結果である。
- 活動指標が大幅に増加しているのに対して、委託料が増加していない理由を 伺いたい。
- 本事業は2人の相談員と1人の事務員で実施しており、本事業を委託している法人からは、対象者数に対して相談員数が少ないことなどを理由として、委託料の増額に関する話をいただいているが、同法人が指定管理者となっている緑が丘地域包括支援センターと密に連携を図ることにより、現状のまま対応いただいているところである。
- 相談員2人で3千人以上の見守り対象者を支援することには限界があると思われるが、具体的にどのような支援を行っているのか。
- 対象者への訪問等を行うことにより、生活実態を把握するとともに、緊急時における必要な支援等を行っていると認識しているが、詳細は把握できていない。
- 高齢化率の高い緑が丘地域に限定して実施していることを踏まえれば、相談 員の活動内容や地域の高齢者の状態を市が責任をもって把握すべきである。
- 先ほど、配布された「武蔵村山市の高齢化の状況」を見ると、緑が丘地域の 高齢者の人口は令和2年1月1日現在で3,531人である旨の記載がある。 活動指標に掲げられた平成30年度における見守り対象者名簿登載人数が 3,585人であることを踏まえれば、緑が丘地域に居住する高齢者のほぼ全 員が見守り対象名簿に登載されているものと思われるが、入院等により実態の 把握が困難な方もいるため、どのように名簿を整備しているのか伺いたい。
- 市から委託先の法人に本事業の対象となる高齢者の情報を提供しており、当該情報に基づいて相談員が積極的に訪問等を行い。見守り対象者名簿を整備している。
- 3千人以上の高齢者が見守り対象者名簿に登載されているとのことであるが、高齢者の中には健康な人も多いため、正確な実態把握に努めるべきである。

- 令和元年度の成果指標は推定値である旨の記載があるが、どのような根拠で 4,000人と推定しているのか。
- 都営村山団地は現在建て替えを行っているため、建て替えに伴う住宅戸数及 び入居者数の増加を見据えて推定している。
- これまでの話を整理すると、緑が丘地域に居住する高齢者が抱える課題の解決に向けて一定の成果を挙げているものの、他の地域においても高齢化が進行していることを考慮すれば、当該地域のみで実施していることに対する公平性には課題が残る。

また、委託先の法人が実施している見守り活動等の状況を正確に把握して、 本事業が誰に対してどのようなサービスを提供しているのか、改めて確認する 必要もあるだろう。

- 高齢化が進展する団地の問題を根本的に解決するためには、団地入居者の年齢構造をどのように改善していくかも検討する必要があり、地域力を向上させることにより、公的サービスで手が届かない部分を補完していく取組も検討すべきである。
- 都営村山団地は公営住宅法及び東京都営住宅条例に基づき、住宅に困窮する 都民の生活の安定と社会福祉の増進を図るため、低廉な家賃で設置・管理する ものである。入居者は原則として公募になるが、選定に当たっては高齢者、障 害者及び子育て世帯等への配慮も行われているため、団地入居者の年齢構造に ついて、市が関与することは難しい。
- 本事業は65歳以上の高齢者を対象としている旨の説明があったが、高齢者の中には元気に活動している方も多いため、対象者を一律に65歳以上とするのではなく、実際に支援が必要な方に限定してはどうか。
- 本来であれば、高齢者の身上監護は家族が行う必要があり、子どもが近くにいる家庭は対象から除くなど、委託先の法人の負担軽減も考慮すべきである。
- 実際に支援が必要となる方は限られているため、相談員2人の人員体制で対応できていると思われるが、実態把握に努めた上で必要であれば対象者の見直しについても検討すべきだろう。
- 75歳以上の後期高齢者は、他の世代と比較して医療費が多く掛かっている 現状にある。

6 5歳以上の高齢者が地域で元気に活動し続けられることは、地域力の向上だけでなく医療費の削減等にもつながるため、元気な高齢者が後期高齢者を支援していく仕組みを構築していく必要もあるだろう。

● 現在、市では地域包括支援センター等と連携して様々な介護予防サービスを 提供するとともに、子どもから高齢者までが垣根なく交流できることを目的と して「お互いさまサロン」の設置を進めているところである。

将来的には、全ての高齢者の徒歩圏内にサロンを設置することを目標としており、家に閉じこもりがちな高齢者の外出を促すとともに、サロンで実施する脳トレ、体操、健康チェック等を通じて健康を維持しながら社会とのつながりを感じてもらいたいと考えている。

○ そうであるならば、今後は、健康な高齢者に後期高齢者等を支える役割を担っていただくことにより地域力を向上させていくことが肝要である。

また、突出して高齢化が進展する緑が丘地域をモデル地域とし、緑が丘地域で効果の高かった取組を将来的に他の地域に普及していくなど、緑が丘地区が持つ特性を有効に活用しつつ、他の地域との公平性を保っていくことを期待し

たい。

- 確かに、緑が丘が地域は自治会の加入率が他の地域と比べて圧倒的に高いため、地域資源として活用することや、モデル事業を実施することは有効であると思われる。
- これまでの話をまとめると、本事業は、市内で特に高齢化が進行する緑が丘 地域が抱える課題を解決するなど、一定の成果を挙げていることから、今後も 継続することが適当である。

他方、現在の見守り対象者名簿には地域で活動する健康な高齢者も含まれて おり、実際に支援が必要な高齢者は一部であると考えられることから、実施方 法の効率化には改善の余地があると判断する。

よって、現在行われている見守り活動や相談支援の実態把握に努めた上で、 真に支援が必要な高齢者のみを見守りの対象とし、地域で活動する高齢者を見 守りの担い手として活用していくなど、より効果的かつ効率的な実施方法へと 見直していくことが肝要である。

なお、緑が丘地域以外の高齢化率も年々上昇していることを踏まえれば、特定の地域のみを対象として事業を実施していることには公平性に課題が残るため、緑が丘地域における成果を検証し、必要に応じて他の地域にも普及させていくなど、市内の高齢者を効果的に支援していく仕組みを構築することも求めたい。

評価調書No.5 老人性白内障特殊眼鏡等助成事業

- 所管課から、事業の概要、一次評価等について説明した。
- 事務局から、行政評価会議での主な意見や二次評価の総合的意見について説明した。

【質疑・意見等】

- 本事業のことを知らなかったのだが、市民に対してどのように周知しているのか。
- 本事業については、市報及びホームページで周知している。また、市報11 月1日号において「高齢者の生活支援サービス」と題して、高齢福祉課が所管 するサービスを1面に取り上げて案内したところである。
- 市報の1面に取り上げたとのことであるが、市民から反響はあったのか。
- 残念ながら本事業に関する問合せは1件もなかった。
- 医療技術の進歩により対象者が減少していること等を理由として本事業を廃止すべき旨の二次評価がなされているが、眼科医の意見は聴取しているのか。
- 眼科医に直接意見を伺ったことはないが、調べた限りでは医療技術の進歩に 伴って対象者が減少しているとのことであった。
- 平成25年度以降は助成申請がない旨の説明があったが、それ以前の助成実 績が把握できていれば伺いたい。
- 確認した限りでは、平成24年度及び平成17年度にそれぞれ1件ずつ助成した実績があるが、それ以前の詳細は把握できていない。
- 調書の他市等の状況を見ると、昭島市及び東大和市が実施しているとのこと であるが、近隣市の実績は把握しているのか。
- 年々、本事業を実施する自治体は減っており、実施する自治体においても実績は低調であると伺っている。

- 調書の事務事業の概要を見ると、特殊眼鏡1式につき4万円、コンタクトレンズ1個につき2万5千円を補助する旨の記載があるが、当該補助金額をもって掛かる費用を全額賄えるという認識でよいか。
- そのとおりである。
- 本事業を廃止すべき旨の二次評価がなされているが、費用が掛かっていないのであれば事業を継続していくという考え方もあると思われる。
- 過去に白内障の手術を経験したが、近年は医療技術や機器の進歩により手術 が容易になっており、掛かる時間も10分程度に短くなっている。

本事業に該当するケースは非常に稀であると思われるため、継続するために 掛かる人件費等を考慮した場合、廃止しても差し支えないと思われる。

○ これまでの意見を整理すると、補助実績が低調であること等を理由として本 事業を廃止すべき旨の意見と費用がほとんど掛かってないことを理由として継 続すべき旨の意見に分かれている。

不要な事業であれば廃止すべきであるが、まずは、眼科医からの意見聴取や 他市の状況を調査するなど、本事業の必要性を明らかにする必要がある。

- 調書の費用・成果の推移の欄を見ると、令和元年度予算として4万円だけが 計上されているため、利用実績を考慮して1件分のみ計上していると思われる が、今後、高齢者が増加していくことを考えると、予算を増やしていくという 考え方もあるのではないか。
- 高齢者を対象とした事業については、高齢化率の増加に合わせて予算額を増 やしている傾向にあるが、本事業については、実績がほぼないため必要最小限 の金額を計上している。
- そうであるならば、本事業を継続した上で当初予算への計上はせず、実際に 補助が必要となった場合にのみ予備費から執行するという方法にしてはどう か。
- 予備費は、災害などの年度途中に発生した予期せぬ事態に対応するために設けていることから、本事業のような場合に予備費を用いることは適当でないため、御提案いただいた方法で運用していくことは難しい。

ただし、予算科目を設置した上で予算の最小単位である千円のみを計上しておく「科目存置」という方法があるが、科目存置であっても予算に計上する以上、限りある財源を圧迫することに変わりはないため、他の必要な事業に予算を配当できないという課題もある。

- 予算の計上の仕方については、行政運営を効率化する観点から適した方法と なるよう、所管課で検討すべきである。
- これまでの話をまとめると、本事業は、老人性白内障用特殊眼鏡等の購入費を助成するものであり、近年は助成実績がないことから、廃止すべきとする二次評価の趣旨は理解できる。

他方、医療技術の進歩等により実績がないものと推測するが、高齢化の進展 に伴って本事業の対象となり得る高齢者が今後も増加していくことを考慮すれ ば、近年の実績のみを理由として廃止と判断することは適当ではないと思料す る。

よって、眼科医への意見聴取を基に本事業の必要性を改めて精査した上で、 廃止の是非を判断することが肝要である。

2 行政評価委員会としての意見整理

【事務局説明要旨】

■ 前回会議で審議した事案 2 件について、行政評価委員会としての意見(案)を提示した。

【質疑・意見等】

- (1) 評価調書No.7 母子栄養強化事業
- 「当委員会としても本事業を廃止すべきとする二次評価に異論はないが、廃止による市民サービスの低下が懸念される。」の一文について、前回の会議では廃止すべきとの結論に至ったが、先日、本市の合計特殊出生率が1.55であることが公表され、多摩26市の中で一番になったことを踏まえれば、本事業を廃止することによるイメージの低下を避けるために継続していくという考え方もあるのではないか。
- 確かにイメージは低下するが「栄養強化」という言葉自体が戦後を彷彿とさせるものであり、時代の変化に伴って本事業の役割は既に終えていると思われるため、実績が低調であるならば、廃止する方が適当だろう。
- 本事業を廃止することで低下するイメージについては、今後、市が子育て支援施策として妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をしていくことで払拭できると思われるため、市が行う新たな取組を周知していく内容とすべきである。
- イメージの低下を払拭するという話が出ているが、栄養食品の支給を市民サービスと捉えることには疑問が残る。

対象者が限られた事業であり、近年の申請件数が低調であることを考慮すれば、本事業の廃止によるイメージの低下については記載しなくてもよいのではないか。

- そうなると、前段は必要性が低下したことにより、廃止することが妥当である旨の記載のみに留め、後段を今後、市が子育て支援施策を充実させていく旨の内容としてはどうか。
- 改めて事務局が整理した内容を次回の会議で確認することとしたい。
- 異議なし
- 次回の会議で修正案を提示させていただく。
- (2) 評価調書No.9 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助金
- 各学校が実施した事業を単独で評価することは難しいが、本補助金を活用して健全育成に資する取組が実施され、有効に活用できているのであれば、補助金を交付するという趣旨は理解できる。

しかし、各学校の取組が多様化していることにより、補助の目的や成果が不 明瞭となっていることには課題が残る。

- 目的と成果を明確にする主体は学校と教育委員会の両方が考えられるため、「よって、補助の目的を明確にした上で、」の一文について、「本補助金の交付により期待する教育効果を明らかにした上で、改めて各学校が実施する事業内容を精査する」旨の内容へと修正することにより、両方を補えると思われる。
- 他に意見等はあるか。
- 異議なし
- 次回の会議で修正案を提示させていただく。

	議題2:その他 ■ 次回の会議は、2月10日(月)午後:	2時から301会議室にて開催する。
会 議 の 公 開 ・ 非公開の別	☑公 開 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由(傍聴者: <u>0 人</u>
	☑開 示 □一部開示(根拠法令等: □非 開 示(根拠法令等:)
庶務担当課	企画財務部 企画政策課 (内線:375	5)